

2017年6月25日～7月1日(5泊7日)

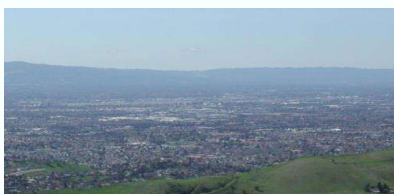
JISA会員企業向け シリコンバレー研修コース



Facebook 本社



Google 本社



シリコンバレー全景



Cisco Systems 本社



Intel 本社

新しい時代のビジネス環境の中で、ビジネスの要件を的確に識別・分析して、ソリューションを提案できるプロフェッショナルが強く求められております。こうしたご要望にお応えすべく、シリコンバレーにおける**短期集中・実践コース**を開講いたします。貴社の中堅技術者ならびに営業担当の方の育成に、是非、当コースをご利用頂きますようご提案申し上げます。

ゴール 新しい情報ビジネスのソリューションを提案するスキルを習得する。

受講対象 5年以上のITビジネスの実務経験を持つビジネスプロフェッショナル

学習目標

- ビジネスにおけるコミュニケーションとネゴシエーションに上達する。
- 自由発想法を身に着けて、ビッグデータアナリティクスとIoTの新しいサービスを考案する。
- チーム作業(workshop)を通じて、新しいクラウドビジネスを考案する。

学習トピックス

講座	講義	演習
ビジネススキル	ビジネスコミュニケーション 自由発想と創造性開発 タイムマネジメント ネゴシエーション	個人/チーム・プレゼンテーション 自由発想とブレイクスルー思考 ネゴシエーション実習
テクニカルスキル	サービスとソリューション データサイエンス Internet of Things (IoT)とFogコンピューティング	カスタマの購買行動の相関分析 IoT環境測定
視察	Apple Company Store, Facebook, Google Merchandise Store, コンピュータ歴史博物館	

講師陣

山谷 正己	米国 Just Skill, Inc. 社長, 名桜大学客員教授。日本アイビーエムを経て、米国 IBM, 米国 Amdahl にて仮想計算機 (VM) の開発に従事。その後、独立して同社を設立。最新 IT ビジネスの調査・コンサルティング、トレーニングに専念 【主要著書】ファイル編成入門, 仮想記憶システム入門, 仮想計算機システム, 図解 SaaS のすべて (以上オーム社), マルチメディアリテラシー (訳書, アイテック)
Soheila Soheil	米国 SoheilAmoon Consulting 主幹。デジタルマーケティング・コンサルタント。ドイツ Siemens, 米国 Amdahl, Sun Microsystems, AT&T System Laboratories ディレクタ, Bay Area Internet Solutions 副社長を歴任

2017年	8:30	12:00	13:00						
6月	日							午後：羽田発 →	
25		→ 午後：サンフランシスコ着			🚗 フィールドトリップ：Oracle, Facebook, コンピュータ歴史博物館		D:夕食会		
26	月	B	オリエンテーション	シリコンバレーとベンチャービジネス	自由発想と創造性開発	タイムマネジメント	Digital Marketing	ワークショップ	
27	火	B	Negotiation to Win	サービスとソリューション・ビジネス	企業訪問	🚗 フィールドトリップ：Stanford 大学, Google		ワークショップ	
28	水	B	Negotiation to Win	ビッグデータとデータサイエンス	IoT と Fog コンピューティング		ワークショップ		
29	木	B	チーム発表	Sensor Expo 視察	自由時間	市場調査	D: BBQ		
30	金	B	🚗 サンフランシスコ市内視察： ツインピークス, Golden Gate Bridge, Fisherman's Wharf				午後：サンフランシスコ発 →		
7月	土	1	→ 午後：羽田着						入国審査, 税関手続き後, 解散

- 【注】
- : 空路 🚗 : 専用車 B: 朝食, D: 夕食
 - 時間帯の目安：午前：09:00～12:00, 午後：12:00～18:00
 - 利用予定日本発着航空会社：日本航空
 - 利用予定ホテル：シリコンバレー：Ramada Inn Silicon Valley
 - Digital Marketing と Negotiation to Win の講義は英語で行います。
 - 研修主催社以外の理由で予定の順序が変更になる場合があります。

募集要項

申込み締切日	5月26日(金) ただし、定員になり次第募集を締め切ります。	
旅行代金	JISA会員企業・特別価格 498,000円	エコノミー航空運賃, 国内・海外空港諸税, 燃油サーチャージ, 一人1室宿泊料(シングルルーム), 研修・教材費, 現地交通費, 日程表に記載の専用バス代金, 日程表に記載の食事を含みます。
募集人員	12名(最少催行人数 6名)	
お申込み先 旅行に関する 問合せ先 旅行企画・実施	<p>近畿日本ツーリスト株式会社 ECC 営業本部 第2 営業支店 TEL : 03-6891-9302 FAX : 03-6891-9402 担当 : 江口・川尻 観光庁長官登録旅行業第 1944 号 一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員 旅行業公正取引協議会会員 〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町 1-13 住友商事神田和泉町ビル 14 階 ◆営業日・営業時間：9:30～17:30 ◆営業日：月曜日～金曜日(土日祝日休)</p> <p>※お取消し・ご変更のご連絡が休業日・営業時間外の場合は、翌営業日の扱いとなりますのでご了承下さい。 ※総合旅行業務取扱管理者：時田 毅・藤井 裕 ※総合旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。この旅行の契約に関して、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問下さい。</p>	
研修企画・実施	<p>米国 Just Skill, Inc. 1952 Camden Avenue, Suite 204, San Jose, CA 95124, USA Eメール：info@justskill.com</p> 	

シリコンバレー研修コース

募集要項・旅行条件書

- 旅行期間 2017年6月25日(日)～7月1日(土) :5泊7日
- 旅行代金 航空機エコノミークラス1名1室利用の場合のお一人様 ¥498,000
- 募集人員 15名(最少催行人員:6名)
- 添乗員 同行いたしません。(現地係員がお世話いたします。)
- 申込締切日 2017年5月26日(金)(定員になり次第締め切ります)
- 旅行代金に含まれるもの

- (1)航空運賃: 日程表に記載された区間(国際線エコノミークラス)
 - (2)航空会社の定める付加運賃・料金(燃油サーチャージ)
 - (3)成田空港施設使用料
 - (4)成田空港旅客保安サービス料
 - (5)米国空港税及び航空保安料金
 - (6)宿泊代金: ホテル・シングルルーム利用(1名1室バス・トイレ付)
 - (7)陸上交通代金: 日程表に記載された陸上移動の料金
 - (8)食事代金: 朝食5回、昼食0回、夕食2回(この回数に機内食は含まれません)
 - (9)団体行動中の税金・チップ
 - (10)手荷物運搬代金: 運輸機関の規定内手荷物料金
 - (11)現地ガイドならびに通訳費用
- ※航空会社の定める付加運賃・料金(燃油サーチャージ)が増額されても増額分を追加徴収しません。また減額されても減額分の払戻しもいたしません。
- ※上記代金はお客様の都合により一部利用されなくても払い戻しいたしません。
- ※旅行代金算出基準日: 2017年2月22日

■旅行代金に含まれないもの

- 上記以外は旅行代金に含まれません。参加に当たって通常必要となる費用を例示します。
- (1)印紙代・証紙代: 有効期限5年のもので¥11,000 有効期限10年のもので¥16,000
 - (2)個人的性格の費用: 日程表に明示されていない飲食代、クリーニング代、電話代
 - (3)荷物超過料金
 - (4)傷害疾病に関する医療費
 - (5)任意の海外旅行保険料
 - (6)渡航手続代行料金(詳細は下記をご参照ください)
 - (7)ESTA(電子渡航認証システム)登録申請料(1,620円)
 - (8)ビジネスクラス利用追加代金
 - (9)日本国内・自宅⇄集合場所間の交通代金
- ※上記換算額は2017年2月22日現在の銀行売渡レートUS\$1.00=¥114を基準としております。

■旅券・査証について

- (1)旅券(パスポート): この旅行には有効期間が2017年7月1日以降も有効な機械読取式のIC旅券(e-passport)が必要です。
 - (2)査証(ビザ): 一定の条件を満たしている方は事前に電子渡航認証(ESTA)を取得することで無査証で入国いただけます。
- 米国へ航空機・船舶にて入国(米国経由第3国への渡航含む)される日本国籍の方はESTAへの登録が必要となります。なお登録はお客さまご自身で行うことも可能です。ESTAを取得できなかった場合は米国査証申請が必要です。査証取得まで1ヶ月以上要する場合があります。ご出発までに査証が取得できない場合旅行契約を解除させていただきますその場合の取消料はお客さま負担となります。現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認は弊社にお客さまご負担となります。現在お持ちの領事館入国管理事務所にお問合せください。)なお出入国記録書等の作成は別途渡航手続代行料金をいただいてお受けすることができます。

■渡航手続代行

- この旅行の参加にあたっては別途 ESTA 登録および米国の出入国関連書類作成が必要ですが当社でそれらの作成手続きを代行する場合の料金は下記のとおりです。代行を希望される場合はお申し出下さい。
- (1) 旅券申請書類の作成代行 4,320円
 - (2) 米国の ESTA(電子渡航認証)の登録と確認の発行、米国税関申告書の作成代行および旅券の有効性確認 5,400円
 - (3) 米国の ESTA(電子渡航認証)の確認・修正と確認の発行または登録内容の確認、米国税関申告書の作成代行および旅券の有効性確認 5,400円
 - (4) 米国の ESTA(電子渡航認証)の登録または確認・修正および確認の発行、または内容の確認 4,320円
 - (5) 米国の税関申告書の作成代行および旅券・査証の有効性確認 4,320円
 - (6) 日本の税関申告書の作成代行 1,080円
- *上記金額には、消費税(8%)は含まれております。旅券印紙代(有効期間10年:16,000円、5年:11,000円)等は含まれておりません。
- *米国の税関申告書の作成代行手続きを依頼されず、日本の税関申告書のみを作成代行する場合は4,320円となります。なお、税関申告書が入手できない場合は記入例を作成しお渡しいたします。
- *上記金額にはESTA申請料US\$14(1,620円)は含まれておりません。なお、ESTA申請が拒否となった場合でも上記渡航手続代行料金はかかりません。この場合ESTA申請料はUS\$4(460円)となります。
- *弊社にてESTA(電子渡航認証)の登録、確認・修正後、または税関申告書の作成後に旅行の取消をされた場合は、旅行本体の取消料の他に、ESTA申請料および上記渡航手続代行料金が掛かります。
- *日本国籍以外の方で、弊社に査証取得等のご依頼をされた場合は渡航手続代行料金が異なります。

■お申し込み

- (1)申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください。同時に参加申込金を所定の口座にお振込みください。申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。
- お客さまがご旅行申込書にお客さまのローマ字を記入される時は旅券に記載されているとおりをご記入ください。お客さまの氏名が誤って記入された場合には航空券の発行替えのほかに、宿泊機関等への連絡が必要となります。この場合、当社はお客さまの交替の場合に準じて交替手数料(「■お客さまの交替」に記載)をいただきます。なお、運送・宿泊機関により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合、所定の取消料(「■取消料のかかる場合」に記載)をいただきます。また、氏名の他に性別、年齢、国籍などが違った場合も同様となりますので、ご注意をお願いいたします。
- (2)電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合、当社は予約がなかったものとして取り扱います。(キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします)

- (3)お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨を説明し、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。(以下「ウエイティング登録」といいます。)その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。その時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。但し、当社がその予約の通知の前にお客様から「ウエイティング登録」の解除の申出があった場合、又はお待ちいただける期限までに結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額払戻します。なお、「ウエイティング登録」は予約の完了を保証するものではありません。
- (4)日程上実際に利用できない複数の予約(以下「重複予約」といいます。)は、「ウエイティング登録」の場合を除いて、ご遠慮いただきますようお願いいたします。「重複予約」をされず、航空会社・宿泊期間などの予約管理方針により、航空会社・宿泊期間などの定める基準に従って、「重複予約」の方が自動的に取消となり、ご予約が取消される場合がございます。
- (5)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。(旅行契約成立後にこれら状態になった場合も直ちにお申し出ください。)あらかじめ当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客さまの状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。

- (6)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は解除させていただきます。なお、お客さまからの申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担とします。
- (7)当社は、旅行中のお客さまが疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客さまの負担とし、お客さまは当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければならないとします。
- (8)本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。
- (9)通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

- ①当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
- ②通信契約の申込みの際、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- ③通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。
- ④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

- (10)当社は、お客さまが次の①から④のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。
- ①他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。
- ②お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会勢力であると認められるとき。
- ③お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- ④お客さまが流説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

- (11)その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

■お客様がお客さまに実施する事項

- 海外安全情報について
渡航先によっては、外務省より「海外安全情報」等、国又は地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。詳しくは以下をご確認ください。
外務省 海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>
外務省 海外旅行登録「たびレジ」 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>
外務省 領事サービスセンター(海外安全相談班) 03-5501-8162

渡航先「海外安全情報」が発出された場合の取扱について

- レベル1: 「十分注意してください。」
 - イ 通常通り催行いたしますが、当社にて海外安全情報の書面をお受け取りください。
 - ロ 契約成立後に取消された場合には、パンフレットに定める取消料をお支払いいただきます。
 - レベル2: 「不要不急の渡航は止めてください。」
 - イ 原則催行いたしません。当社にて適切な「危険回避措置」が講じられると判断された場合に限り、催行いたします。その場合の対応はロ以下です。
 - ロ 当社は海外安全情報の書面を交付し、危険回避措置に関する説明を行います。
 - ハ 同一商品企画内かつ一定の条件の範囲内で、方面又は出発日を変更して参加していただく場合、従前の旅行に係る取消料は収受いたしません。
 - ニ ご参加を取りやめる場合、契約に従い取消料をお支払いいただきます。ただし、目的とする観光地に行けないなど旅行内容に重要な変更(第22項の表の左欄に掲げるもの)が生じた場合は、取消料を収受いたしません。
 - ホ 渡航中に当該情報が発出された場合、危険回避措置のため契約内容を変更することがあります。
 - レベル3: 「渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」
 - レベル4: 「退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)」
 - イ 催行を中止いたします。
- 保健衛生について
渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ: <http://www.forth.go.jp/>でご確認ください

■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいい、追加代金とは、1 人部屋追加代金、ビジネスクラス追加代金、延泊による宿泊代金等をいいます。

■確定日程表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名（および添乗員が同行しない場合は現地手配代行者との連絡方法）などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7 日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容・代金の変更

- (1) 当社は天災地震、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15 日目にあたる日より前にお知らせします。
- (2) 複数で申し込んだお客様の一方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

■取消料のかかる場合（お客様による旅行契約の解除）

お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日が* ピーク時の旅行であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40 日目から31 日目までの取消	旅行代金の 10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30 日目から3 日目までの取消	旅行代金の 20%
旅行開始日の前々日以降旅行開始までの取消	旅行代金の 50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

* ピーク時とは12/20~1/7、4/27~5/6、7/20~8/31をいいます。

① 当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。

② 取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

■取消料のかからない場合（お客様による旅行契約の解除）

下記の場合は取消料はいただきません。（一部例示）

- ① 旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1～9に定める事項をいいます。
- ② 旅行代金が増額された場合。
- ③ 当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。
- ④ 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります（一部例示）

- ① お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23 日目（ピーク時は33 日目）に当たる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。② 旅行代金を期日までに支払いただけないとき
- ③ 申込条件の不適合 ④ 病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。⑤ お客様が■お申し込み(9)①から④のいずれかに該当することが判明したとき

■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関係する賠償限度額は1 人15 万円（ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。）。また次のような場合は原則として責任を負いません、お客様が天災地震、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■特別補償

当社のお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として2,500 万円、入院見舞金として入院日数により4 万円～40 万円、通院見舞金として通院日数により2 万円～10 万円、携行品にかかる損害補償金(15 万円を限度)（ただし、一個又は一対についての補償限度は10 万円）を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000 円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1 件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)。	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客様の交替

お客様は当社が承諾した場合、交替に要する実費（下記参照）および手数料として1 万円をお支払いいただくことにより交替することができます。

(1) エコノミークラス利用の場合（上位クラスへ変更の場合も適用）また下記（ ）は子ども料金。

北米(ハワイ含む)・中南米・ヨーロッパ(ロシア除く)・アフリカ・中東・・・17,500 円(13,200 円)

アジア(韓国除く)・ロシア・ミクロネシア・オセアニア・南太平洋・中国・・・10,000 円(7,500 円)

韓国・・・6,000 円(4,500 円)

(2) ビジネスクラス・ファーストクラス利用の場合 全方面・・・1,000 円(大人・子ども共通)

* 航空会社により上記金額と異なる場合がありますが、その場合は別途明記いたします。

■海外旅行保険について

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については係員にお問い合わせください。

■お買い物案内について

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手厚いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートを受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワントン条約又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

■事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

■個人情報の取扱いについて

イ。当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行者（以下「販売店」）は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

ロ。当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。

当社グループ企業および販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。

住所、氏名、電話番号、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス

ハ。上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行契約約款について


この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、ご請求ください。当社ホームページ <http://www.knt.co.jp> からご覧になれます。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。この書面は、旅行業法第12 条の4 による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12 条の5 により交付する契約書面の一部になります。

お申し込み方法

申込書に必要事項をご記入の上下記近畿日本ツーリスト欄まで FAX にてお送り下さい。同時に参加申込金として¥100,000 を下記口座にお振り込み下さい。なお旅行代金の残金は後日ご請求書をお送りさせていただきますのでそれに従ってお振り込み下さい。

パンフレット作成日：2017 年 2 月 22 日

管理番号：044917021039-K-PPH

視察企画	米国 Just Skill, Inc. 1952 Camden Avenue Suite 204, San Jose, CA 95124, USA Eメール： info@justskill.com
お申込み先旅行に関する問合せ先旅行企画・実施	近畿日本ツーリスト株式会社 ECC 営業本部 第2 営業支店 TEL：03-6891-9302 FAX：03-6891-9402 担当：江口・川尻 〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル14 階 観光庁長官登録旅行業第1944 号一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員 旅行業公正取引協議会会員  ※お取消し・ご変更のご連絡が休業日・営業時間外の場合は、翌営業日の扱いとなりますので、予めご了承下さい。 ※総合旅行業務取扱管理者：時田 毅・藤井 裕 ※総合旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたらご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問下さい。
お振込み口座	三井住友銀行 近畿第一支店 普通口座 4953667 近畿日本ツーリスト株式会社